

一年単位の変形労働時間制に関する協定届における 本社一括届出の開始について

厚生労働省 労働基準局監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

一年単位の变形労働時間制に関する協定届における本社一括届出の開始

一年単位の变形労働時間制に関する協定届における本社一括届出の開始

- 規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、届出件数が多い一年単位の变形労働時間制に関する協定届（以下、「一年変形に関する協定届」）について、新たに本社一括届出の対象手続とすることを検討。

＜規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）＞

厚生労働省は、労働基準法上の労使協定等に関わる届出等の手続について、労使慣行の変化や社会保険手続を含めた政府全体の電子申請の状況も注視しつつ、「本社一括届出」の対象手続の拡大等、より企業の利便性を高める方策を検討し、必要な措置を講ずる。

- 令和5年2月27日から**、電子申請の場合に限り、一年変形に関する協定届の本社一括届出を開始する予定。

一年変形に関する協定届の本社一括届出の要件

- 従来から本社一括届出を認めている36協定届と就業規則届と同様に、一年変形に関する協定届においても、**協定の内容が同一の場合に限り**、本社一括届出を認めることとしたい。

※ 例えば、「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」（カレンダー）が事業場ごとに異なっている場合は、本社一括届出はできない。

本社一括届出の要件の詳細

同一であることを求める項目

対象期間及び特定期間（起算日）
対象期間中の1週間の平均労働時間数
協定の有効期間
労働時間が最も長い日の労働時間数（満18歳未満の者）
労働時間が最も長い週の労働時間数（満18歳未満の者）
対象期間中の総労働日数
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数
対象期間中の最も長い連続労働日数
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数
特定期間中の最も長い連続労働日数
対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日
旧協定の対象期間
旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数
旧協定の対象期間中の総労働日数

同一であることを求めない項目

事業の種類
事業の名称
事業の所在地（電話番号）
常時使用する労働者数
該当労働者数（満18歳未満の者）
協定の成立年月日
協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名・氏名
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法

(参考) 変形労働時間制の概要

	対象	労働時間	手続
1か月単位 変形労働 時間制 〔法32条の 2〕 ※ 適用労働者の割合 ⇒ 21.5% ※ 導入企業の割合 ⇒ 25.0%	1か月以内の期間を平均して、法定労働時間を超えない範囲で、特定の日・週で法定労働時間を超えて労働させることができる制度。 対象業務に関する制限はない。	1か月以内の期間・期間内の総労働時間を定め、その枠内で働く。	対象期間における各日・週の労働時間等を定めた労使協定又は就業規則による。(労使協定の場合は労基署へ届出が必要)
1年単位 変形労働 時間制 〔法32条の 4〕 ※ 適用労働者の割合 ⇒ 17.8% ※ 導入企業の割合 ⇒ 31.4%	1か月を超え、1年以内の期間を平均して、法定労働時間を超えない範囲で、特定の日・週で法定労働時間を超えて労働させることができる制度。 対象業務に関する制限はない。	1か月を超え、1年以内の期間・期間内の総労働時間を定め、その枠内で働く。	対象期間における労働日、労働日ごとの労働時間数等を定めた労使協定による。(労使協定は労基署へ届出が必要) ※ 労使協定で定める各日の労働時間は10時間を超えてはならず、各週では、52時間を超えてはならない。 また、対象期間が3か月を超える場合の所定労働日数の限度は原則として1年あたり280日。さらに労使協定で定める労働日は連続6日が限度。
1週単位 非定型的変形 労働時間制 〔法32条の 5〕	常時使用する労働者が30人未満の小売業、旅館、料理店及び飲食店のみ。	1週40時間以内の範囲で、1日10時間を上限として、その枠内で働く。	労使協定による。(労使協定は労基署へ届出が必要) ※ 少なくとも当該1週間の開始する前に、労働者に書面により各日の労働時間を通知しなければならない。